

## アフタースクール学習支援事業運営協議会開催要綱

### (目的)

第1条 本市において、市の設置した中学校が、生徒の学力の一層の伸長を図り、主体的に学ぶ意欲・態度を育成するために、次に掲げることについて、関係行政機関、関係団体、学識経験者から意見を聴取し、多方面から意見交換を行うことを目的として、アフタースクール学習支援事業運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

- (1) 本市におけるアフタースクール学習支援の推進に関する協議・検討に関すること。
- (2) アフタースクール学習支援員の養成に関すること。
- (3) 事業実施後の検証・評価に関すること。
- (4) その他アフタースクール事業に関すること。

### (委員構成)

第2条 協議会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域教育コーディネーター
- (3) PTA関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 社会教育関係者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 行政関係者

### (委員任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

### (委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、協議会の進行を行う。

3 副委員長は、委員長が欠席した場合その職務を代行する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会の会議は公開とする。

### (事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、教育委員会学校支援課に事務局を置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。